

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る 教育研究評価について（検討案）

目 次

はじめに	1
1 教育研究評価の基本方針	2
(1) 中期目標の達成状況の評価	
(2) 国立大学法人等の教育研究の特性を踏まえ、その質の向上と個性 の伸長に資する評価	
(3) 透明性・公正性を確保し説明責任を果たす評価	
2 教育研究評価の方法	3
(1) 自己点検・評価に基づく評価	
(2) 評価単位	
(3) 評価対象	
(「教育に関する目標」の評価)	
(「研究に関する目標」の評価)	
(研究業績等の水準判定)	
(大学共同利用機関法人の評価)	
(社会との連携、国際交流の評価)	
(4) 評価の項目	
(5) 評価の表し方	
(6) 評価の時期	
(7) 意見の申立て及び評価結果の提供・公表	
3 教育研究評価の実施体制	8
(1) 評価組織	
(2) 評価者	
4 教育研究評価に必要な情報・データの収集・蓄積	9
5 国立大学法人評価と大学機関別認証評価との関係	10

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る 教育研究評価について（検討案）

はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の中期目標の期間における業務の実績に係る評価（以下「国立大学法人評価」という。）は、教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の継続的な質的向上に資するものでなければならない。また、評価に関する一連の過程を通じて、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものでなければならない。

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国立大学法人法の規定に基づき、文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績のうち、教育研究の状況について評価（以下「教育研究評価」という。）を実施して、その結果を国立大学法人評価委員会へ提供するものである。国立大学法人評価委員会は、各国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うに当たり、機構の当該評価結果を尊重することになっている。

言うまでもなく、教育研究の推進は国立大学法人等の業務の中核であり、国立大学法人等の評価システムの中で、機構の行う教育研究評価は極めて重要な役割を果たすことになる。

当国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）は、国立大学法人等の教育研究の状況に係る評価について審議を行うため、平成16年9月に機構に設置された。以来、ワーキンググループを設け、評価を実施するための課題等について整理を行うとともに、それらを踏まえた評価の具体的な方策等の審議を進めてきた。このたび委員会では、現時点における審議の状況を以下のとおり整理した。

今後、委員会は、国立大学法人評価委員会とも連携を図りつつ、評価方法、評価実施体制等、必要な事項についてさらに検討を進める予定である。

1 教育研究評価の基本方針

(1) 中期目標の達成状況の評価

- 国立大学法人等の評価は、法律上、「中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮する」とともに、「当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない」とされている。
- 機構は、上記に則り、国立大学法人評価の一環として、教育研究に関する中期目標の達成状況の調査及び分析に基づいて評価を行う。

(2) 国立大学法人等の教育研究の特性を踏まえ、その質の向上と個性の伸長に資する評価

- 国立大学法人等の教育と研究は、有機的に関連しており、また、教育研究の成果が得られるまで長期間を要する場合が少なくない。このような教育研究の特性を踏まえ、中長期的展望に立った教育研究を促す見地から、その質の向上と個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進する評価を行う。
- 国立大学法人等の自主性・自律性を尊重し、教育研究の高度化・活性化の見地から、積極的な取組、特に個性豊かな大学、国際的にも存在感のある大学を目指して展開される取組についても、適切に評価することが重要である。

(3) 透明性・公正性を確保し説明責任を果たす評価

- 国立大学法人等の教育研究の状況を適切に評価し、教育研究の発展につなげていくために、関係各界の有識者を含め、大学等の教育研究に卓越した見識を有する者の参画を得ながら、評価の専門的機関としての機構のこれまでの経験を活かして評価を行う。
- 評価方針の作成、評価体制の構築及び評価の実施の過程を通じて、透明性・公正性の確保に十分留意する。その際、評価の目的やその方法等について、大学等とのコミュニケーションを深めながら、適正な評価を行うことが重要である。
- 国立大学法人等に対して国民の理解が得られるように、国立大学法人等の教育研究の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすことが必要である。

- 評価は、国立大学法人等はもとより、社会から見ても信頼に値するものでなければならない。このため、常により良い評価システムの構築に向けて、不断の工夫・改善を重ねていくことが重要である。

2 教育研究評価の方法

- 評価の方法を検討するに当たっては、評価の基本方針を踏まえて、評価結果が有効・適切に活用できるものとなるよう配慮する。また、国立大学法人等にとって過重な負担とならないように、効率的な方法を検討する必要がある。

(1) 自己点検・評価に基づく評価

- 評価は、教育研究の質の向上や個性化に向けた国立大学法人等の主体的な取組を支援・促進するためのものである。透明性と公正性を確保しつつ、これを実効あるものとするためには、国立大学法人等が自ら厳正に点検・評価を行うことが必要である。

機構は、国立大学法人等の行う自己点検・評価結果や根拠となる資料・データを分析し、評価の基本方針に基づき、中期目標の達成状況について評価を実施する。

- 評価は、国立大学法人等が作成する自己点検・評価書（自己点検・評価書とともに提出を受ける根拠資料・データを含む。）に基づいて行う「書面調査」と、書面調査では確認できない事項等を中心に実施する「訪問調査」を組み合わせる方向で検討する。

- 中期目標及び中期計画の記述の中には、評価においてその達成状況を判断することが困難と思われるような記述等も見受けられる。場合によっては、自己点検・評価で根拠とした資料・データのみでは不足し、追加提出が必要となることが予想される。

このため、各国立大学法人等においては、中期目標の達成状況の判断基準や、達成状況を証明するために必要かつ適切な指標と客観的データを含む根拠資料について、あらかじめ十分に検討し準備をしておくことが望まれる。

(2) 評価単位

- 教育研究評価は、機構への要請の趣旨に基づき、当該国立大学法人等全体を単位として実施する。
- 中期目標は、各国立大学法人等ごとに、総じて法人全体の視点から記述されている。しかし、評価の項目によっては、個々の学部・研究科等（大学共同利用機関法人においては研究所等）の状況を調査及び分析した上で、法人全体の教育研究の達成状況を評価することも必要となる。

その際、その分析等の結果をどのように法人全体の評価に結び付けるか、また、特に大学共同利用機関法人においては、法人を構成する各研究所等の状況の調査及び分析の結果をどのように表すか、などについて検討が必要である。

(3) 評価対象

- 中期目標の記載事項のうち、国立大学法人においては、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」に関する記載事項について、また、大学共同利用機関法人においては、「研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標」に関する記載事項について、それぞれの達成状況の調査及び分析に基づき評価を行う。

なお、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」及び「研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標」の中に記載されている、大学等と社会との連携及び大学等の国際交流に関する事項についても同様である。

また、附属病院及び附属学校に係る記載事項については、当該記載事項のうち大学の教育研究と関連する内容の評価を行う。

- 国立大学法人等の教育研究活動の評価に当たっては、定量的・外形的な視点だけでなく、教育研究の質の面を重視する。なお、評価の客観性を高める見地から、客観的データを適宜活用する。また、教育と研究の有機的關係への配慮が必要である。

(「教育に関する目標」の評価)

- 「教育に関する目標」の達成状況を評価するに当たっては、各国立大学法人等の教育活動における個性を伸ばし、優れた取組を促進することによって、質的な向上を図る見地が重要である。また、教育の受け手である学生の立場を考慮し、教育機能の強化という視点から評価を行うことが重要である。

- このような点を踏まえながら、教育活動の成果（アウトカム）はもちろん、教育活動を支える組織編成やリソースの投入（教育活動を実施するために必要な組織編成及び人的・物的資源などのインプットのなもの）、教育活動の過程（教育活動をどのような教育課程と教育環境やサービスを提供することにより実現していくか、などのプロセス的なもの）も考慮に入れる必要がある。

また、中期目標が達成されたかどうかという見地からの評価とともに、各国立大学法人等における積極的な取組や成果についても適切に評価する。

なお、評価が、長期的な目標の達成に向けた将来の教育活動の改善や見直しに資するものとなることも重要である。

（「研究に関する目標」の評価）

- 「研究に関する目標」の達成状況を評価するに当たっては、独創性、先駆性等の学術的な見地からの意義を重視する。また、社会、経済、文化への貢献という視点から意義の高いものを積極的に評価することも重要である。

- このような点を踏まえながら、研究活動の成果（アウトカム）だけでなく、研究活動を支える組織編成やリソースの投入（研究活動を推進又は支援するために必要な組織編成及び人的・物的資源などのインプットのなもの）、研究活動の過程（研究活動をどのような推進施策や支援機能の展開により実現していくか、などのプロセス的なもの）も考慮に入れる必要がある。

また、中期目標が達成されたかどうかという見地からの評価とともに、各国立大学法人等における積極的な取組や成果についても適切に評価する。

なお、評価が、長期的な目標の達成に向けた将来の研究活動の改善や見直しに資するものとなることも重要である。

（研究業績等の水準判定）

- 研究の成果の評価に当たっては、その水準の判断が不可欠であり、国立大学法人等の研究活動を社会に向けて分かりやすく説明していく上でも、水準判定は重要な基礎となる。したがって、中期目標の達成状況を評価する際には、研究業績等の水準判定を行う。

- この水準判定に当たっては、学問分野・領域ごとに国際的な視点を踏まえた多様な側面から調査及び分析することが必要である。その際、学術的な意義を重視

するとともに、国立大学法人等の研究活動が地域の産業や文化にどの程度貢献しているかなど、研究成果の社会への還元に基づく効果等について、具体的にどのような方法で判定を行い、どのような形で法人全体としての評価結果を表すかについては、検討が必要である。

(大学共同利用機関法人の評価)

- 大学共同利用機関法人の評価に当たっては、当該法人が、特定分野の重要な研究拠点である複数の研究所等により構成されていること、また、大規模な施設設備や学術情報等の学術研究基盤を全国の大学等の研究者の共同利用に供するとともに、共同研究を行うなど、当該分野のネットワークの中心としての機能を担っていること、に十分留意して実施する必要がある。特に研究業績等の水準判定に当たっては、共同利用による成果を含めることが必要と考えられる。

(社会との連携、国際交流の評価)

- 社会との連携については、国立大学法人等が、地域社会や産業界との連携及び協力の推進、社会に対する知的啓発等、教育及び研究の両面にわたって様々な社会貢献を推進することへの強い期待があることに十分配慮する。
- 国際交流についても、社会、経済、文化等の地球規模での交流が進展したことによる国際的な協調、共生関係の増大に伴い、国立大学法人等がさらに国際競争力を高め、教育研究活動を基盤とした交流活動や国際連携・国際貢献において積極的役割を果たすよう期待されていることに留意する。

(4) 評価の項目

- 評価は、適切な評価の項目等を設定して行う。
- 中期目標は、各国立大学法人等の基本理念や長期的な目標を実現するための一定期間内の達成目標であり、評価を行う際の主な基準となる性格を有している。また、中期計画は、中期目標を実現するための具体的な計画であり、中期目標の達成状況を評価する際の具体的要素となる性格を有している。

このことから、また、各国立大学法人等の自主性・自律性を尊重する見地からも、評価の項目等については、それぞれの国立大学法人等の中期目標の項目及び中期計画の記載内容を評価の項目及び要素として設定することを基本とする。

- なお、中期目標・中期計画に具体的に記載されていない場合でも、各国立大学法人等が教育研究活動において、中期目標に即して顕著な成果が上がっていると判断される取組を特記できるようにする必要がある。
- また、機構が評価を行う上で客観的に見て、あるいは国立大学法人等に共通して必要不可欠であると判断される項目及び要素の設定が必要であると考えられる。その具体的な方法については、今後検討する。

(5) 評価の表し方

- 評価結果は、国立大学法人等及び社会に対する説明の分かりやすさを考慮し、段階によって示すこととする。
- 段階の導き方、段階の数、段階の表記方法、及び評価項目等ごとの取り扱い等について、検討する必要がある。
- また、各国立大学法人等の優れた取組や特色ある取組、改善が必要な点など、特記すべき点を指摘し、国立大学法人等の教育研究水準の向上につなげるとともに、国立大学法人等の教育研究の状況を社会に適切に説明することが重要である。

(6) 評価の時期

- 評価の時期については、国立大学法人評価委員会の審議状況を踏まえながら、国立大学法人評価の全体的なスケジュールの中で検討する。
- 全ての国立大学及び大学共同利用機関が一斉に法人化され、6年サイクルの中期目標・中期計画が設定されたこと、評価結果を次期中期目標・中期計画の内容に反映させ、さらに運営費交付金等の算定に活用することが予定されていることから、評価は全国立大学法人等に一斉に実施する必要がある。
その際、評価結果を次期中期目標等の内容及び運営費交付金等の算定に活用するためには、中期目標期間の第5年度目に評価に着手し、翌6年度目の早い時期に評価の結果を明らかにすることが求められると考えられる。
- この場合、まず、おおむね中期目標期間の最初の4年度間における業務を評価することになるので、5年度目及び6年度目を含めた6年間の業務実績の取り扱い

いについては、国立大学法人評価全体の枠組みの中で検討することが必要である。

(7) 意見の申立て及び評価結果の提供・公表

- 評価結果は、国立大学法人等の教育研究水準の向上に資するとともに、広く社会に公表されるものである。したがって、評価の過程の透明性・公正性を確保するだけでなく、評価結果の正確性を確保した上で、当該結果を確定する。
- このため、評価結果を確定する前に、評価結果を国立大学法人等に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けることが必要である。意見の申立ての内容とこれに対する委員会の対応は、社会に対する説明責任を果たす見地から、原則として評価結果と併せて社会に公表する。
- 意見の申立てへの対応や、その時期についての具体的なスケジュール及び手続きについては、さらに検討する。
- 確定した評価結果は、次期中期目標・中期計画に反映できるよう、適切な時期に各国立大学法人等へ適切な方法で提供する。また、国立大学法人等の状況を社会に分かりやすく公表する。

3 教育研究評価の実施体制

(1) 評価組織

- 評価のスケジュールに合わせて、効果的・効率的に評価を実施するため、委員会の下に必要な応じて部会等を設ける。
- 具体的には、委員会の下に各国立大学法人等を担当する部会等を設置することが考えられる。当該部会等の人数、構成等については、評価の実施方法と併せて、引き続き検討していく。
- 研究業績等の水準判定に当たっては、学問分野・領域ごとに調査及び分析を行う必要がある。そのため、各国立大学法人等を担当する部会とは別に、学問分野・領域ごとに、当該分野・領域の学問的見識を有する専門家を集めた水準判定を行う部会を設ける。

- さらに、評価の手順や方法、あるいは評価結果について調整が必要な場合に備えて、横断的な調整組織の設置についても検討する。

(2) 評価者

- 評価の実施には、関係各界の有識者を含め、大学等の教育研究に卓越した見識を有する評価者が多数必要である。

評価者の選定に当たっては、評価の公正性を期するため、所属機関、年齢構成等のバランスに配慮するとともに、透明性の確保に努める。

- 評価を実効性あるものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした、信頼性の高い評価を行う必要がある。このため、評価者が共通理解の下で、公正、適切かつ円滑に職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等に関するマニュアルを整備し、それに基づく十分な研修を実施することが重要である。

- 評価者が評価活動に従事しやすい条件や環境の整備に配慮すべきである。

4 教育研究評価に必要な情報・データの収集・蓄積

- 評価に必要な情報・データの収集・整理は膨大な作業を要する。各国立大学法人等が、教育研究評価における自己点検・評価書の作成の際にこの作業の全てをまとめて行うことは困難であると予想される。急造の根拠資料・データは内容の正確さを欠いたり、自己点検・評価の裏付けとしては不十分であったりすることがある。そのため、追加提出が必要となる場合も少なくないと考えられる。

- このため、各国立大学法人等においては、定期的に評価に必要な情報を収集・整理し、評価の根拠資料・データとしての有用性を確認しつつ、評価の根拠資料として利用可能な形で積み重ねておくことが重要である。

- 機構においても、今後、各国立大学法人等の中期目標等を踏まえつつ、それぞれの項目等に応じて、一般的にどのような視点から評価を行い、どのような指標や根拠資料が有用なのかについての事例などを含め、適切な情報提供に努めることが必要である。

- 評価に必要な情報・データの収集・蓄積は、各国立大学法人等における自己点検・評価作業の効率化にも資するものと考えられる。各国立大学法人等の協力を得ながら、現在機構が検討を進めている大学情報データベースをできるだけ早期に構築することが望まれる。
- 機構が実施する教育研究評価は、国立大学法人評価委員会の要請を受けて行うものである。したがって、評価に関する情報・データの機構への提出については、国立大学法人評価委員会から各国立大学法人等に対し、要請してもらうことが望ましい。
 なお、情報・データの提出方法、提出時期等については、機構が、各国立大学法人等の状況も考慮して、具体的な検討を進める必要がある。
- なお、国立大学法人評価委員会が行う各年度終了時の評価（以下「年度評価」という。）においては、教育研究の状況について機構の専門的な見地からの評価は求められておらず、教育研究に係る事業の外形的・客観的な進行状況を国立大学法人評価委員会が確認し、特筆すべき点等を摘示することとされている。
 このことを前提とした上で、教育研究評価の準備や実施に当たって、年度評価における進行状況や関係資料を参考とするかどうか、参考とするとした場合には、どのような方法が考えられるかを検討する必要がある。

5 国立大学法人評価と大学機関別認証評価との関係

- 国立大学法人評価と大学機関別認証評価は制度的には別個のものであるが、国立大学法人評価と同時期に機構が実施する大学機関別認証評価を受けることを希望する国立大学法人について、効率化の見地も含めどのように取り扱うことが考えられるか検討する必要がある。
- この場合、国立大学法人の負担を軽減するためには、例えば、両評価に対して求める自己点検・評価に必要な調査及び分析作業や、必要な根拠資料の共通化等の具体的方策について検討することが考えられる。
- また、機構においては、例えば、両評価における評価組織の共通化や、両評価に対応した効率的な調査及び分析など、評価体制及び評価方法の具体的な対応方策について検討することが考えられる。